

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「21世紀を代表する会社を創る」をVISIONに掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。コーポレートガバナンスの徹底は、事業拡大する上で重要課題と位置付けており、法令、社会規範、倫理などのルールに基づいて企業活動ができるよう取り組んでおります。

また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず企業倫理の確立を目的とした「CyberAgent Mission Statement」を定め、役職員のモラル向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜中期経営計画＞

原則4-1-2:当社が事業展開するインターネット産業は、環境・技術の変化が早いため、中長期計画を策定するかわりに、中長期的な経営戦略をIR活動等を通じて継続的に説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜政策保有株式＞

原則1-4:当社は、事業上の連携強化が見込まれる場合等、「政策保有株式」を保有することがあります。これらの政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し適切に対応いたします。

＜関連当事者間取引＞

原則1-7:関連当事者間の取引を含む全ての取引について「取締役会規程」及び「職務権限規程」等にて、取引の規模及び重要性に応じた適切な体制及び手続きを定めています。取締役の利益相反取引については、法令に従い取締役会の承認を受けて実施するものとし、その取引結果について取締役会にて報告しています。

＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞

原則2-6:当社は、企業年金制度を導入していません。

＜情報開示の充実＞

原則3-1:

(1) VISION、経営戦略など、当社ウェブサイト及び決算資料に掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 当社の役員報酬等の額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会が報酬諮問委員会へ諮問を行い、その答申内容を基に、取締役会より一任された代表取締役が役割、貢献度合い、業績等を総合的に勘案、決定し、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 当社の取締役会は、定款で定める15名以内とし、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、取締役会における建設的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本的な考え方としています。

取締役候補者を決定するに際し、取締役会が指名諮問委員会へ諮問を行い、その答申内容を基に、当社グループ全体の企業価値向上のために、幅広い視野と経験を有し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任しています。

また、監査等委員等委員である取締役候補については、監査等委員会の同意の下、当社の経営理念を理解し、適切な監査・監督を行うに十分な専門知識や経験・見識、独立性を有している者を選定しております。

なお、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

取締役の解任については、取締役に法令・定款違反があった場合、職務遂行が困難な場合は、社外役員の意見も考慮し、取締役会により総合的に判断いたします。

(5) 取締役候補の個別の選任理由については、株主総会の招集通知にて開示しております。

＜取締役の役割・責務＞

原則4-1-1:取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等で取締役会の決定事項として定めている業務につき、その執行の決定を行っております。その他の個別の業務執行については、「職務権限規程」に従い、経営陣にその決定を委任しています。

＜独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

原則4-9:当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役の選定を行います。また、取締役会は、当社経営・企業価値への理解及び当社経営からの独立性を有し、取締役会における建設的な議論への貢献が期待できる人物を、社外取締役候補者として選定します。

＜取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞

原則4-11-1:当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である15名以内（うち、監査等委員である取締役3名以内）とし、当社及び当社の各事業に関する知識・経験・能力等のバランスや多様性に十分配慮して候補者を選定しております。なお、現在は取締役15名（うち、男性14名、女性1名）を選任しております。

＜取締役の重要な兼職の状況＞

原則4-11-2:取締役（監査等委員である取締役を含む）の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

＜取締役会の実効性についての分析・評価＞

原則4-11-3:

取締役（現監査等委員である取締役を含む）を対象として取締役会の実効性に関するアンケートを2019年9月末に実施いたしました。取締役会の実施回数、上程されている議案の範囲・分量及び資料の内容等については問題なく、十分な時間を確保し、審議を行っており、各取締役は、個々の管掌のみならず、社外取締役とも十分に連携し、全社の事業拡大・集中と選択・企業価値向上に寄与するような意思決定を、予算や業績予想、事業・経営に影響するリスク等に関して議論した上で適切に実施しているとの結果となりました。

＜取締役のトレーニング方針＞

原則4－14－2：全ての取締役（監査等委員を含む）就任者向けに、コンプライアンス遵守を重視した研修を実施し、その役割及び責務を果たすために必要とされる知識の習得の支援を行っています。

＜株主との対話方針＞

原則5－1：持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行い、得られた洞察を適切に経営に反映させていくことが重要と認識しています。代表取締役及びコーポレート担当の常務取締役を中心に、IR・SR室を窓口としたIR体制を整備し、株主や投資家からの取材に積極的に応じています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
藤田晋	25,909,600	20.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,480,800	8.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,366,849	5.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	6,397,126	5.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,225,400	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,201,400	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505225	1,977,937	1.57
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,947,680	1.55
MSIP CLIENT SECURITIES	1,906,932	1.51
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,857,913	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村 恒一	他の会社の出身者					△						
堀内 雅生	他の会社の出身者								△			
沼田 功	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

中村 恒一		○	中村恒一氏は、2014年6月まで当社の主要な取引先である㈱リクルートホールディングス（2019年度の当社連結売上高に占める割合：4.98%）の業務執行者でありました。また、2014年7月から2016年6月まで同社から相談役として報酬を受けておりました。しかしながら、同氏は2016年6月に同職を退任し、現在は同社との間に特別な取引関係はありません。	中村恒一氏は、㈱日本リクルートセンター（現 ㈱リクルートホールディングス）において長年にわたり事業の発展に貢献し、同社の取締役・副社長として経営に参画した経歴をもち、事業推進・企業経営に関する豊富な経験と広い見識を有しております。当社社外取締役に就任以来、その経験・見識を活かし、経営全般に対する実践的かつ客観的な指摘や業務執行に対する適切な監督を行っています。 また、当社が重要視している人的資産の活用についても数多くの有益な助言を行っており、当社の企業価値の向上に貢献しております。 かかる実績を踏まえ、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な助言を期待できることを考慮して、独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
堀内 雅生	○	○	堀内雅生氏は、2010年12月から2017年6月まで当社のインターネット広告事業における通常の取引先である㈱USEN-NEXT HOLDINGSの取締役でありましたが、2017年7月より同社の常勤監査役を務めております。同氏は、同社の業務執行者ではないこと及び同社と当社との取引の規模（2019年度の当社連結売上高に占める割合：0.65%）が軽微であること及びその取引内容の性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	堀内雅生氏は、長年にわたり企業の管理部門や内部統制の責任者をつとめ、㈱U-NEXT（現 ㈱USEN-NEXT HOLDINGS）管理部門担当の取締役として経営に参画した経歴をもち、内部統制・企業統治に関する豊富な経験と広い見識を有しております。 また、税理士資格者であり、財務・経理・税務に関する専門的知識も有しております。2017年12月に当社社外取締役に就任以来、その経験・見識を活かし、想定しうるリスク等に関し経営陣と忌憚のない議論を交わし、内部統制の強化に資する助言等を行っており、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。 かかる実績を踏まえ、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して独立的な立場からの適切な指摘等を期待でき、独立役員及び社外取締役として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
沼田 功	○	○	----	沼田功氏は、企業の株式公開や海外進出を支援するコンサルティング会社を長年にわたり経営しており、企業経営・株式市場・海外市場に関する豊富な経験と広い見識を有しております。当社社外取締役に就任以来、その経験・見識を活かし、多角的な視点に立って幅広く議論を交わし、豊富な情報ネットワークに基づいた助言等を行っており、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。 また、同氏は、当社の主幹事証券会社である大和証券㈱（現 ㈱大和証券グループ本社）において1988年4月から2000年6月まで勤務しておりました。しかしながら、同氏は同社の経営に関与する要職に就任したことはなく、同社を退職して既に19年以上が経過しており、退職後は同社との間に特別な取引関係はありません。これらのことから当社といたしましては、独立性は十分に保たれていると考えております。 これらを踏まえ、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して独立的な立場からの適切な指摘等を期待できるものと判断し、独立役員として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従う。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員である取締役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

さらに、監査等委員である取締役は会計監査人と定期的に会合をもち、監査計画、監査実施状況等について報告及び説明を受け、必要に応じて適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図る目的で2019年10月30日の取締役会にて決議し設置しました。取締役会の諮問に基づき、取締役及び執行役員等の指名・報酬の決定について、審議し取締役会に答申を行ってまいります。

[独立役員関係]

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

――

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの総額は、2019年9月末日現在において、発行残高:863,700株(発行済株式数(自己株式を含む)に占める割合0.68%)、想定払込総額471,942,700円となっております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年9月期における当社取締役及び監査役の報酬は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	12名	457百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(15百万円)
取締役(監査等委員)	3名	18百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(7百万円)
合計	15名	476百万円
(うち社外役員)	(3名)	(23百万円)

※取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役79百万円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対して、取締役会開催に際し、取締役会事務局が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っております。また、社外取締役からの問い合わせに対しては、経営本部が窓口となり、タイムリー且つ適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行事項につきましては、法令・定款及び社内規程の定めにより、取締役会決議事項とされている特に重要性の高い事項等については、独立役員である社外取締役3名を含む取締役15名から構成される取締役会において、慎重な意思決定を行っております。取締役会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、2019年度は合計13回開催され、全取締役の出席率は99.0%でした。

また、取締役会決議事項とされているもの以外の事項等については、常勤の業務執行取締役11名と常勤監査等委員である取締役1名から構成される常勤役員会において、活発な意見交換の上で機動的な意思決定を行っております。常勤役員会は、原則として週に1回定例で開催されております。

重要な投資案件につきましては、投資委員会において、事前に十分な審議を行い、その結果を取締役会及び常勤役員会に報告することにより、投資判断の更なる適正化を図っております。

当社は会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席して、取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査・監督するとともに、必要に応じて会社の役職員から報告及び説明を受け、主要な子会社や事業所の調査等を行っております。監査等委員会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催いたします。

また、当社の内部監査を担当する内部監査室は、監査等委員である取締役と連携して各部門・子会社の監査を実施し、その結果を四半期に一度、取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社グループにおいては、監査等委員会設置会社を選択しており、独立社外取締役3名が、経営全般の豊富な経験、財務、経理、株式市場に関する豊富な知識等に基づき、中長期的な企業価値向上を図る観点から、経営方針等に対する助言、取締役の業務執行の監査・監督、会社と取締役との間の利益相反の監督などを行っており、社外からの経営監視が十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めており、法定期日より1週間以上前（株主総会開催日3週間以上前）に発送するとともに、日本語版だけでなく英語版を当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームに公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けた開催日を設定しております。第22回定時株主総会開催日は、2019年12月13（金）に開催。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第10回定時株主総会（2007年12月20日開催）よりPC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家が議案内容に十分な検討時間を確保できるように、第18回定時株主総会（2015年12月11日開催）より採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	日本語同様にホームページ上に英語版の招集通知、インターネット開示事項を掲載しております。
その他	<招集通知> 投資判断として必要な情報を精査し、写真・グラフ等を用いて分かりやすくかつ過不足無く掲載しております。 <事業報告・会社説明会> 株主総会第1部では、理解促進のためにビデオ映像を用いて事業報告を行っております。また、株主総会第2部にて会社説明会を開催し、議長を務める代表取締役社長が中長期の戦略、事業内容や業績について説明をし、株主の方へ理解を深める努力をしております。開始前や第1部と第2部の間にある休憩中にも、競争優位性や新規事業等を紹介した動画コンテンツ「IRチャンネル」を放映し、定量情報だけでなく定性情報等の充実に努めています。 <インターネット配信> 株主総会第1部の事業報告動画、第2部の会社説明会の模様は、当社IRサイトで日本語版、英語版の動画を公開しております。 <開催場所> アクセスの便を考慮し駅の近くで開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載し、基本姿勢や開示方法、沈黙期間について記載。詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 https://www.cyberagent.co.jp/way/info/detail/id=20537	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主の方向けに、株主総会後に会社説明会を開催し、代表者が業績や経営戦略について説明。また、当社IRサイトにおいて、2018年8月に個人投資家向けページをリニューアルし、経営指標、株主還元等をQA方式で掲載。また、代表者が「IRチャンネル」という動画コンテンツにてインタビュー形式で回答したり、ジェネレーター機能の活用により各種財務諸表を比較できる仕組みを導入するなど、個人投資家の方にわかりやすくお伝えできるよう様々な取り組みをしております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期(中間)、第4四半期(通期)ごとの決算発表同日に、アナリスト・機関投資家の方向けに説明会を実施。第1四半期、第3四半期においては、ライブ配信にて決算の詳細とともに、事業戦略について代表者自らが説明しております。また、決算説明会の模様をIRサイトでの動画配信を通じて日英同時生配信をし、個人投資家や海外投資家のみなさまにも、録画した映像だけでなくライブ配信をすることにより、タイムリーかつ平等な情報開示に努めております。また、年に10回以上、代表者および取締役等による機関投資家の方向けにスモールミーティングを開催。さらに、動画事業に関わるスタジオ見学やオフィス見学、新規事業や新規サービスに特化したスモールミーティング等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	同時通訳を採用し、決算説明会の様子を日英同時生配信し、平等な情報開示に努めています。また、毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議、TV会議を開催。年に数回、海外IRを実施し、直接訪問する機会も設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、インターネットを活用したIR活動に力を入れており、IR 日本語サイト https://www.cyberagent.co.jp/ir/ 及びグローバルサイト https://www.cyberagent.co.jp/en/ir/ 上に、決算情報(事業報告書、有価証券報告書含む)、適時開示資料、決算説明会資料、説明会の動画配信、質疑応答等に加え、動画コンテンツの「IRチャンネル」等を掲載。「IRチャンネル」では、社外取締役のインタビュー、取締役や事業責任者による注力事業や技術力の紹介など、非財務情報を動画に集約し紹介しております。また、個人投資家をはじめの方々に新規投資家用資料の掲載や各事業の競争優位性ページを設けております。 また、2018年12月に統合報告書を作成。事業内容に加え、当社のサステナブルな成長を実現する仕組みや、コーポレートガバナンス、CSR活動等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:IR・SR室 担当役員:代表取締役社長藤田晋 情報取扱責任者:常務取締役中山豪 事務連絡責任者:IR・SR室 室長宮川園子	
その他	当社ホームページを2017年10月にリニューアル。デザインを一新し、ユーザー目線に合わせて情報を整理、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットなどデバイスに合わせた表示に対応。またリニューアルに伴い、昨今注目されているESG項目にフォーカスした「CyberAgent Way」を新設しました。 「CyberAgent Way」 ESG項目のガバナンスやコンプライアンス、小学生向けのプログラミング教育や地方経済の活性化のためのクラウドファンディングを紹介したCSRなど、当社独自の様々な施策をご覧いただけます。 オウンドメディア「FEATUReS」 自社サービスや強みをサイト内の特集記事として紹介。 株主&投資家向け動画コンテンツ「IRチャンネル」 株主向けに社外取締役のインタビューや事業責任者による競争優位性などを動画コンテンツにて配信。 SNSの活用 「Facebook」「Twitter」「Instagram」「LINE」等を活用し、毎日リアルタイムの情報発信をしております。 IR掲示板 IRサイトにて個人投資家との双方向の情報発信も積極的に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすことを目的とした企業倫理ガイドラインを設け、その中で当社の行動規範「CyberAgent Mission Statement」に基づき、当社の取締役、従業員すべての者が遵守すべき基本的な事項を定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	インターネットという成長産業を軸足に事業を拡大してきましたが、これまで培ってきたノウハウを活かした様々な社会的取り組みを行っています。 ■「教育・育成」 ・小学生向けプログラミング教育事業 ITを活用し21世紀をリードしていく人材を育成することを目的に、小学生向けプログラミング教育事業を行う株式会社CA Tech Kidsを2013年5月に設立。ITプログラミングの知識や技術を身につけることはもちろんのこと、設計する力、表現する力、物事を前に進める力などの力を育み、「テクノロジーを武器として、自らのアイデアを実現し、社会の能動的に働きかけることのできる人材」の育成を目指しています。また、小学生向けのプログラミング学習教材を開発し、主に学習塾や習い事教室等を運営する教育系事業者を対象に販売・提供する株式会社CA Tech Kidsと株式会社スブリックスとの合併会社として株式会社キュレオを2019年4月1日に設立。 ・小学生のためのプログラミング検定 サイバーエージェントでは、プログラミングの知識や技術力の習得度を測る目的で、小学生のためのプログラミング検定「キッズプログラミング検定」(略称「プロ検」)を2019年3月に開始。子どもが自身の成長の手応えを感じるひとつの指標となることを目指して、この度「プロ検」を設け第1回検定試験を2019年8月に実施いたしました。 ■「情報インフラ機能の強化」 2016年4月に開局したインターネットテレビ局「AbemaTV」は、スマートフォンで最新のニュース・情報を無料で閲覧することができます。常時携帯しているスマートデバイスの利点を活かし、緊急地震速報など災害等の有事には、緊急チャンネルを増設し、24時間リアルタイムで被災者向けの情報を提供。インターネット時代の新たな情報インフラとしての機能を担い、その社会的役割の重要性を意識した事業活動を推進しています。 ■「社会の価値創造支援」 日本政府が掲げる成長戦略の1つであるベンチャー企業の育成に有効とされるクラウドファンディングサービスを連結子会社である株式会社マクアケにて展開。自社サービス「Makuake」を通して、日本経済活性化への貢献を目指しております。 ■「地域社会への貢献」 2018年、渋谷に拠点を構えるIT企業が一同となり、渋谷をIT分野における世界的技術拠点にすることを目的としたプロジェクト「SHIBUYA BIT VALLEY (シブヤ・ビットバレー)」を開始。日本のIT人材の不足が社会問題となるなか、テックカンファレンスの開催を中心に、渋谷のIT企業のコミュニティ強化、交流の活性化を行ってまいります。 ■「スポーツ・文化支援」 2018年10月にプロサッカーチーム「FC町田ゼルビア」がグループに参画。サイバーエージェントグループの一員としてグループシナジーを生かし、FC町田ゼルビアのサポーターへの情報提供やサービスの充実、新たなサポーター層の獲得を図り、東京都・町田におけるスポーツ文化の振興および地域経済の発展に貢献し、東京・町田発世界に通じるビッグクラブへの成長をともに目指してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報と、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきまして、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。

その他

<女性の活躍の方針・取組に関して>

当社では、取締役会の多様性の観点から、機能強化が期待されるため、取締役うち女性1名、執行役員においては女性1名を登用しております。また、単体役職員の内、女性管理職比率は21.5%となっております。当社は、「21世紀を代表する会社を創る」ことをビジョンとするベンチャー企業であり続けながらも、社員の終身雇用を掲げ、「挑戦と安心はセット」というポリシーのもと、「有能な社員が長期にわたって活躍し続ける」環境づくりに力を入れています。特に女性の活躍、またそれを支援する制度の充実により、産休・育休後の復帰率は99.2%となっております。

■女性の活躍を支援する制度、環境について

当社は、日本政府が推し進める女性の社会進出促進に賛同し、女性の活用を進めており、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行い、女性が働き続けやすい環境を支援しています。

「ママ (mama) がサイバーエージェント (ca) で長く (long) 働く」の意味を含めた女性支援制度「macalon (マカロン) パッケージ」(2014年5月開始) と全社の女性横断組織「CAramel (カラメル)」(2017年9月開始) の2つの制度を導入しています。

1) 女性支援制度「macalon (マカロン) パッケージ」

1. 不妊治療の通院などを目的に取得できる「妊活休暇」
2. 専門家の個別カウンセリングを受けられる「妊活コンシェル」
3. 子どもの急な発病や登園禁止期間など子どもの看護時に在宅勤務できる「キッズ在宅」
4. 子どもの入園・入学式や参観日といった学校行事や記念日に取得できる「キッズディ休暇」

といった制度に加え、新たに認可保育園・認証保育園に入れないために仕事復帰ができない女性社員を対象に、高額な認可外保育量の一部を会社が負担する「認可外保育園補助」や、同じ市区町村に住むママ社員同士の情報交換の場を提供する「おちか区ランチ」、ママ社員向けの広報誌「ママ報」の3つの制度を追加する等、随時、強化を図っています。

2) 女性横断組織「CAramel (カラメル)」

ライフステージの変化によってキャリアへの影響を受けやすい女性が、中長期的な視点で自身のキャリアを捉え、自らキャリアを確立していけること目指し、女性社員の交流を目的としたイベントを実施しています。その響きの通り「たくさんの女性社員同士の＜絡める＞場をつくる」という意味が込められており、延べ315名の女性社員が参加しています。

これらの制度は女性が出産・育児を経ても働き続けられる職場環境の向上を目指すものであり、政府が推し進める、女性の社会進出促進に賛同するものであります。当社ではこのような取り組みを通じ、社員がワーク・ライフを充実させながら、長期中働ける会社づくりを進めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コーポレートガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程等に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施する。また、内部監査室は、監査等委員会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ。）全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、関係会社管理規程を設け、当社グループ各社が個々の業績を進展させ、当社グループ全体の業績向上に寄与するために、当社子会社の業績に関する定期的な報告体制を構築すると共に、当社子会社における一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項とする。さらに、内部監査室は、当社子会社に対する監査を定期的に行い、当社取締役会に報告する。

6. 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、その指揮命令に従う。また、当該使用人の人事異動につき、監査等委員会の意見を尊重する。

8. 当社の監査等委員である取締役への報告に関する体制

取締役、経営本部及び内部監査室は、当社グループに関する以下の重要事項を定期的に常勤監査等委員である取締役に報告するものとし、常勤監査等委員である取締役は、監査等委員会において、当該報告を提出する。

- 1) 重要な機関決定事項
- 2) 経営状況のうち重要な事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) その他、重要事項

監査等委員である取締役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. その他当社の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施する。また、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。また、従来より反社会勢力の排除を目的として、警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。

その施策として、取締役会においては、定時取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。独立役員である社外取締役3名が出席して積極的に意見陳述を行うことにより、重要な業務執行に関して公正な意思決定が下されるよう監督しております。また、当社は監査等委員会制度を採用し、原則として月1回定時監査等委員会を開催しており、該当事実の把握、取締役の業務執行状況、開示状況の監査についての機能強化を図っております。さらに、監査等委員会と協力し内部監査室において内部監査を実施しております。具体的には、社内プロジェクト及びグループ企業各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、書類の閲覧及び実地調査しております。

一方、会計監査におきましては、監査法人による監査及び四半期のレビューが行われ、重要な会計処理につきましては適宜アドバイスを受けるなど、正確な情報開示に努めております。

これらの施策の下、当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

1. 情報取扱責任者及び担当部署について

適時開示の情報取扱責任者は、常務取締役であります。開示作業にあたっては、情報取扱責任者の統括の下で、経営本部及びIR・SR室が開示文書作成業務及び開示業務を担当しております。経営本部及びIR・SR室は、投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、当社取締役会及び各部署、グループ会社の責任者や関連部署等と連携して、情報収集に努めております。

2. 決定事実について

重要な決定事項については、定時及び臨時の取締役会にて決定しております。決議事項は情報取扱責任者より経営本部及びIR・SR室に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

3. 発生事実の把握体制について

重要な事実が発生した場合には、各部署や部門間の各種会議等により収集され、情報取扱責任者が集約して速やかに取締役会に付議します。発生した重要事実については、情報取扱責任者から経営本部及びIR・SR室に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

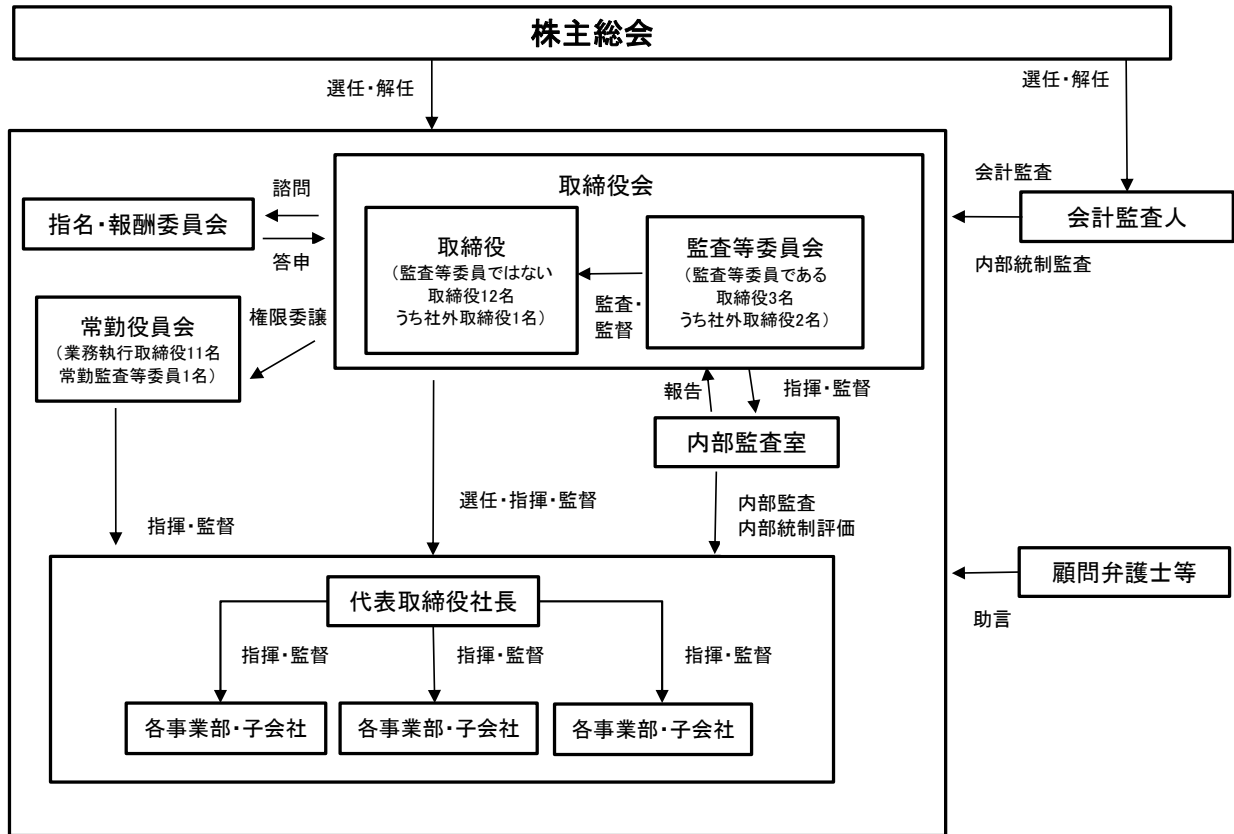
4. 適時開示について

重要な決定事実、発生事実、及び決算情報については、情報取扱責任者の指揮の下、会計監査人や顧問弁護士、株式会社東京証券取引所や関東財務局等に事前相談を適宜行いながら、適時開示規則に準じて、適時開示の必要性、開示時期、開示内容について決定しております。開示の必要があると判断された場合には、速やかに適時開示を行っております。

5. 開示情報の管理について

開示情報については、情報取扱責任者が一元管理しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

